

福岡県公立高等学校PTA連合会会則

- 第1条 目的:本会は、教育の振興並びに会員相互の緊密な連携及び親睦を図ることを目的とする。
- 第2条 会の名称:本会は、福岡県公立高等学校PTA連合会と称する。
- 第3条 事務所所在地:本会の事務所は県庁所在地に置く。
- 第4条 地区連合会:福岡、北九州、筑後及び筑豊地区に地区連合会を置く。地区連合会には会長、副会長及び事務局長を置く。
- 第5条 組織:本会は、福岡県公立高等学校、特別支援学校、県立中等教育学校及び県立中学校PTA及びその会員をもって組織する。
- なお、4月新入生の保護者は、4月1日に遡及し会員とみなす。
- 第6条 会費:会員は、本会の目的を達するため総会において決定された会費を負担するものとする。
- 第6条の2 会費の額:会費の額は、次のとおりとする。
- | | | |
|----------|-----|---------------------|
| 高等学校 | 全日制 | 300円×生徒数+3,000円 |
| | 定時制 | 100円×生徒数+3,000円 |
| | | 但し全日制併設の定時制は3000円不要 |
| 特別支援学校 | | 1,500円のみ |
| 県立中学校 | | 150円×生徒数+3,000円 |
| | | 但し高等学校と同一単Pの中学校は |
| | | 3,000円不要 |
| 県立中等教育学校 | | |
| | 高等部 | 300円×生徒数+3,000円 |
| | 中等部 | 150円×生徒数 |
- 第7条 役員:本会に次の役員を置く。
- (1)会長1名
 - (2)副会長4名
 - (3)監事4名
 - (4)評議員若干名(内、女性1名以上)
 - (5)事務局長1名
 - (6)地区事務局長4名
 - (7)会計1名
 - (8)顧問2名
- 第7条の2 必要に応じ高P連大会準備委員(役員)を置くことができる。
- 第8条 任期:役員任期は1カ年とする。但し、会長及び顧問は2カ年とする。
- 第9条 総会:定期総会は、年1回とし会長が招集する。但し、全会員の1割以上の要請があった場合及び役員会において出席者の過半数が必要と認めた場合は、会長が臨時総会を招集する。
- 総会は、加盟校(委任状を含む)の3分の2以上の出席で成立し、議決権は、加盟校1校につき1票とし、議決は出席加盟校(委任状を含む)の過半数の同意を必要とする。
- 総会においては、次の事項について審議し、決定し、承認する。
- (1)事業に関すること。
 - (2)予算、決算に関すること。
 - (3)規約の改正に関すること。
 - (4)役員承認に関すること。
 - (5)会費に関すること。
 - (6)その他、必要な事項。
- 第9条2 役員会:役員会は、総会に次ぐ議決機関であり、第7条及び第7条の2に定める役員をもって構成し、会長が必要と認めた場合、招集し、次の事項について審議し、決定し、承認する。
- (1)総会より委任された案件に関すること。
 - (2)規定、細則の改定、補正予算等に関すること。
 - (3)特別委員会に関すること。
 - (4)その他、必要な事項。
- 第9条3 正副会長会:正副会長会は、会長、副会長、事務局長、及び顧問をもって構成し、次の業務を行う。
- (1)本会の活動全般に関する企画、運営に関すること。
 - (2)役員会への提案に関すること。
 - (3)各委員会の活動に関すること。
 - (4)その他、必要な事項の処理に関すること。
- 第10条 委員会:本会に、本会運営の円滑化、活性化を図るため次の委員会をおき、その運営は別に定める委員会規程による。なお、必要に応じて特別委員会をおくことができる。
- (1)総務委員会
 - (2)健全育成委員会
 - (3)進路対策委員会
 - (4)調査広報委員会
- 第10条2 特別委員会:役員会が必要と認めた場合、特別委員会を置くことができる。

第11条 経理:本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(1)一般会計

(2)特別会計

① 退職謝礼積立金

② 運営調整基金積立金

③ 九高P連大会準備積立金

④ 保険料集金事務費

(3)本会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行われる。

(4)本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日で終わる。

(5)本会の資産は、第1条の目的達成のため以外に使用しない。

細則

第1条 役員決定手続き:

(1)会長は、輪番地区より互選された1名を、役員会に推薦し、総会において承認を得なければならない。

(2)副会長は、各地区より互選された1名を、役員会に推薦し、総会において承認を得なければならない。

(3)監事は、各地区より互選された1名を、役員会に推薦し、総会において承認を得なければならない。

(4)評議員は、各地区より互選、推薦し、会長が選任する。

(5)事務局長、地区事務局長及び会計は、会長が委嘱する。

(6)顧問は、本会前任会長及び福岡県公立高等学校長協会会長をもって充てる。

(7)必要に応じ高P連大会準備委員(役員)を置くことができる。高P連大会準備委員(役員)は、前年度副会長の互選により役員会に推薦し、総会において承認を得なければならない。

附則

(施行期日)

この会則は昭和58年6月22日から適用する。

平成5年6月10日 一部改正

平成9年6月5日 一部改正

平成15年6月6日 一部改正

平成19年6月6日 一部改正

平成21年6月5日 一部改正

平成23年6月4日 一部改正

平成24年6月1日 一部改正

平成28年6月3日 一部改正